

第23回裁判のご報告

平成28年11月15日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第52準備書面(被告国第16準備書面への反論)

○概要

- ① 被告国は、2002年に津波の高さを試算したとしても、2008年の試算結果と比べると、「精度」と「信頼性」が劣るため、2002年の時点で「長期評価」に基づく津波推計計算を行う必要がなかった、と主張する。

しかし、被告東京電力は、2002年3月、「津波評価技術」に基づく津波推計計算を現に実施し、この推計に基づいて原子炉施設の津波防護策を実施し、被告国にもその内容を報告し、確認を経ていた。そして、この2002年推計と2008年推計で異なるのは、波源モデルを設定する領域の設定のみである。前者は「津波評価技術」に基づき、後者は「長期評価」に基づき、波源モデルが設定された。その他は、同じである。

2002年推計は、2008年推計と比べても信頼性・精度いずれも変わらない。

- ② 「長期評価」が発表される前の時点で、被告らは、原子炉施設の地震・津波の安全の確保に関しても、「想定しうる最大規模の津波・地震」を考慮する必要があることを、理解していた。そして、2002年の「長期評価」こそが、被告らが考慮する必要があると認めていた「想定しうる最大規模の地震津波」の地震を想定していた。

したがって、被告らは、2002年7月の「長期評価」公表時、「長期評価」に基づく津波推計の必要性を即座に認識し、あるいは認識できたはずである。

- ③ 被告国は「長期評価」の信頼性が低いと主張するが、都司・島崎・佐竹3名の専門家の証言を通じて、「長期評価」が高度の信頼性を有していることは疑いない。延宝房総沖地震は、日本海溝寄りの津波地震である。

被告国第16準備書面における被告国の主張は、誤りである。

★第53準備書面(岡本孝司意見書(丙口第92号証)に対する反論)

○概要

- ① 被告国は、本件事故を防ぐための対策をとれなかったことを立証するために、岡本孝司教授の意見書を提出している。

岡本意見書には、平成16年に発生したスマトラ沖地震によりインドのマドラス原発で海水ポンプが機能喪失に至った事件について、言及されている。しかし、岡本意見書は、マドラス原発で機能停止となった原因を間違えたり、津波到来の結果起きた海水ポンプ浸水による機能喪失を無視する等、基本的なところで誤っている。信用できない。

- ② 岡本意見書では、平成11年にフランスのルブレイエ原発で河川増水に伴う浸水により電源喪失に至った事件について、津波が原因でないため、検討しなくて

も問題ないと記載されている。しかし、ルブレイエ原発が海の影響を強く受けることを無視している他、水密化等の対策について何も考えなかったことを追認するものであり、有害無益な意見である。

さらに、岡本意見書では、アメリカのディアブロキャニオン原発を例に挙げ、外国では「想定外津波」への対策をどこもとっていなかったため、日本で「想定外津波」対策をせずともやむを得ない、といった意見をしている。しかし、我が国では、想定内の対策すらできていなかった。被告らは、多重防護(1層～5層)の考え方のうち、第1層対策すら怠っていた。これを擁護する岡本氏の意見は、有害無益である。

- ③ 我が国の原子炉施設は、昭和61年に発生したチェルノブイリ事故を含め外国の事故から何も学ぼうとしなかった。この姿勢は、本件事故に至るまで続いた。一部の原子力工学研究者の態度が、本件事故を引き起こした「原子カムラ」を形成し、維持してきた。

★第54準備書面(中間指針批判, ふるさと喪失慰謝料)

○概要

- ① 中間指針等は、和解の仲裁を行うことを目的として、当事者による自主的解決に資する一般的指針として策定されたものであり、裁判上の賠償基準策定を目的としていない。

中間指針等は、迅速かつ画一的な賠償を実現するという目的の下、被告東京電力が納得するものを目指して作られた側面がある。

中間指針等は、あくまで最低限の賠償を示しているに過ぎない。だからこそ、被告東京電力は、中間指針等に示されていない上乗せ等の賠償を行っているのである。中間指針を作成した委員も、審議過程において、「中間指針等が上限ではなく、それ以上の損害賠償が認められることが大原則である」と述べている。

- ② 本件事故による原告らの被害は、本件事故前に築き上げた「丸ごとの生活」である。原告らが侵害された「丸ごとの生活」の中には、避難慰謝料では評価されていない権利侵害が存在している。これを、原告らは「ふるさと喪失慰謝料」として請求している。

原告らが侵害された「丸ごとの生活」とは、より具体的には、「包括的生活利益としての平穏生活権」と把握されるべきである。本件事故の被害調査・研究を行っている淡路剛久教授も、「本件事故により侵害された利益は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものである」と述べている。包括的生活利益としての平穏生活権とは、原告らの居住・移動の自由及び人格権(放射線汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益を含む)を含むものである。

- ③ 原告らの「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害されたことは、原告ら本人尋問、陳述書等で明らかとなった。原告らは、今後も、「ふるさとの喪失感」を抱き続けることとなる。

原状回復がほぼ不可能であること等を踏まえれば、ふるさと喪失慰謝料は、原則として1人あたり2000万円を下らない。

★第55準備書面(避難の合理性～原発事故後の報道内容から～)

○概要

- ① 原発事故の危険や不安、放射線被ばくのリスクを避けるために、避難指示区

域内外から避難することは、当然に合理性のある行動である。

福島県の地元新聞である福島民報では、本件原発事故から約1年8ヶ月もの間、プール冷却停止・汚染水漏等福島原発における無数の事象・事故を、日々報道していた。

福島民報の報道内容からしても、本件原発事故は到底収束しているとはいえ、福島原発周辺地域においては、避難指示区域の内外を問わず、常に危険と隣り合わせの状態が長時間続いていた。

② また、福島民報では、上記期間中、水道水からヨウ素が検出されたり、食べ物から基準を超えるセシウムが検出され福島県が出荷自粛要請をしたり、乳幼児の尿からセシウムが検出される等、避難指示区域の内外を問わず、放射線汚染があり、様々な放射線被ばくのリスクに晒され続けていたことを、報道していた。

③ 福島民報の報道は、数多くある報道の一部である。その上、報道に至っていないものの、原発事故がまだ収束しているとは到底いえない事実や、区域内外問わず放射線汚染が解決していないことを示す事実が多数ある。

このような危険やリスクを避けるために避難することは、政府による避難指示の有無を問わず、合理性を有している。

★その他提出した書面

- 訴えの変更訂正申立書
- 個別損害一覧表
- 裁判所の主張項目整理案に対する意見書
- 上申書(訴え変更申立書への国の求釈明に対して)
- 口頭弁論の進行に関する意見書(意見陳述の申し入れ)
- 被告東京電力に対する求釈明申立書

★提出した主な証拠

行政文書開示決定通知書(原子力規制委員会委員長作成)、原子力損害賠償紛争審査会議事録、南相馬市小高区内にある小高病院・小学校の調査報告書、福島民報記事

(2) 被告東京電力の主張や証拠

★被告東京電力共通準備書面(16)(結果回避義務について)

○概要

① 「長期評価」で言及された「福島県沖海溝沿いで大きな津波地震が起きる」との見解は、学術的にも未成熟であり、説得性も低く、信頼すべき定まった知見として、受け止められていなかった。

したがって、被告東京電力は、「長期評価」の見解を踏まえても、本件事故発生以前の時点において、本件津波又はこれと同規模の津波が到来することを予見できる状況ではなく、敷地高さ0. P+10メートルを超える津波についても、予見できなかった。

② そもそも、本件事故前、津波が遡上することを前提に対策を講じるという発送自体、存在しなかった。敷地への浸水自体が、確実に避けるべき非常事態と認

識されていたのである。そのため、原告らが主張する原発への浸水対策は、現実的かつ有効な対策として、全く認識されていなかった。

2008年の津波試算により本件原発の敷地高に津波が遡上しないという結果を踏まえ、防波堤を設置することが、本件原発敷地への浸水を防ぐことが合理的な対策であると考えられる。そして、本件原発敷地への防波堤を設置したとしても、本件津波による本件原発敷地への津波の遡上や侵入を回避できなかった。

また、2008年の時点で対策をしたとしても、当時技術者が全国的に不足していたことや、原子力安全委員会等の確認に必要な説明や時間が不明であったこと等から、本件原発事故までに、上記対策を完了することは困難であった。

- ③ 岡本孝司東京大学原子力専攻教授も、被告東京電力と同様の意見をしている。

原告らは、本件事故前に、主要施設の水密化や非常用電源・配電盤の設備等の対策を行うことができたと主張する。

岡本教授は、本件事故前、原告らが主張する対策を行うことは原子力工学の見地から誤りであると、意見している。その理由は、本件事故前、津波対策として原告らが主張する対策を提言する専門家は1人もおらず、そのよう発想すら無かったからである。

岡本教授は、原告らの主張は結果論であり、被告東京電力が2008年試算に基づいた対策をとっていなくとも不合理では無い、と意見している。

★被告東京電力共通準備書面(17)(原告ら第51準備書面に対する反論)

○概要

- ① 原告らは、放射線がわずかでもDNA損傷を起こしうるので発がん可能性がある」と主張する。だが、放射線量が少なければ、人体の遺伝子損傷修復機能により、人体は修復される。どのような水準の放射線量を受けた場合に、遺伝子損傷による発がんリスクが高まるのかが、問題なのである。

その上、生活する中で、人間は、自然放射線の被ばくを受けている。

したがって、低線量の被ばくでも直ちに健康被害を生じさせるおそれがあるとの原告らの主張は、誤りである。

- ② 原告らは、低線量でも健康影響を生じる根拠として、医療被ばく・被ばくした労働者の各統計、高自然放射線地域における発がんを、指摘している。しかし、いずれも、国際的に広く受け入れられた科学的知見ではない。

また、原告らは、福島県県民健康調査結果により、低線量でも甲状腺がんのリスクが高まると主張していた。しかし、国内・国外での評価を経ている科学的知見を踏まえれば、本件事故により、福島県で小児甲状腺がんが増加していない。原告らが指摘するチェルノブイリ事故に関する健康影響を分析した報告書等は、低線量被ばくにより疾患の罹患リスクが高まるとする原告らの主張の、裏付けとなっていない。

「自主的避難の合理性」は、認められない。

- ③ 原告らは、被ばくによる健康不安を判断するにあたり、原告らの主観的な受け止め方を重視すべき、と主張する。その根拠として、大阪国際空港上告審判決を、挙げている。だが、同上告審は、大阪国際空港に由来する「相当強度な航空機騒音」にさらされていることを前提に具体的な権利侵害を認めており、単なる身体的被害発生 of 抽象的な危険性に基づき慰謝料は発生しないことを明言している。

同上告審判決は、原告らの主張の根拠とはならない。

「具体的な危険」がない区域外避難者には、慰謝料は発生しない。

- ④ 原告らは、中谷内一也教授の「リスク認知論」に基づき、一般人が恐怖や不安を強く感じることは一般人のリスク認知のメカニズムから合理的であるため、区域外避難者が避難することに合理性がある、と主張する。

しかし、原告らの主張は、区域外避難者の低線量被ばくに対する不安が客観的な証拠に基づく具体的な危険に対する不安であることを基礎付けていない。原告らの主張は、誤りである。

- ⑤ 原告らが提出した「福島子ども健康プロジェクト」アンケート調査において、「低線量被ばくによる健康影響への不安がある」との回答や、生活の変化や不安の心理は窺える。だが、このような不安だけでは、慰謝料は発生しない。

それに、このアンケートから窺われる母親らの不安については、成元哲教授らの論文にて、現段階で本件事故との因果関係は不明である、と記されている。

- ⑥ 原告らは、中間指針等策定時、20ミリシーベルトの避難指示基準が暫定的で科学的根拠に基づいてない、と主張する。

しかし、中間指針等策定時、低線量の放射線被ばくによるリスクの程度に関する認識は存在するものと推察されるし、身体被害を伴わない事案についての他の裁判例を参照していた。

年間20ミリシーベルトの基準によって避難指示の有無を定めたことは、問題ない。

★提出した主な証拠

放影研における原爆被爆者の調査で明らかになったこと(公益財団法人放射線影響研究所作成)、「最近の甲状腺検査をめぐる報道について」と題するプレスリリース(環境省作成)、佐々木康人氏ら17名連名での意見書

★その他提出した書面

- 取下同意書

(3) 被告国の主張や証拠

★第16準備書面

- 概要

- ① 佐竹健治証人は、「津波評価技術」と「長期評価」の目的や役割が異なることを認めただけで、設計想定津波の波源位置設定について、「津波評価技術」と「長期評価」を比較して、「長期評価」の方が優れていると述べたわけではない。

むしろ、佐竹証人は、「長期評価」が地震学者らの最大公約数的な意見をまとめていないと述べ、「長期評価」の合理性・信用性が低い、と証言した。

- ② 1677年の延宝房総沖地震が津波地震であるか否かは、本件事故当時においても、科学的に解明されていなかった。

「長期評価」は、延宝房総沖地震を津波地震と断定して結論を導いており、重大な問題がある。

- ③ 被告国は、比較沈み込み学の考え方を、福島沖で巨大地震が発生しないと考

えられていた根拠として、述べている。津波地震が福島沖で発生しない根拠として、述べていない。

- ④ 太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書(4省庁報告書)は、個々の地点における津波高さを対象とすると、精度が不十分である。被告東京電力が1998年に津波の高さを試算した際、「4省庁報告書」よりも精度が高い手法を用いており、それでも本件原発の敷地(O. P+10メートル)に遡上しなかった結果にとどまった。

「4省庁報告書」に基づき、被告国の予見可能性は認められない。

- ⑤ 知見として未熟な「長期評価」の考え方に基づき、2002年、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに移動させてシミュレーションを行うことが技術的に可能であっても、その結果は、信頼性が低い。

その上、被告東京電力が2008年に明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに移動させて行ったシミュレーションと同様の結果が出たとも限らない。

これらをもとに、被告国が、本件原発事故前、本件原発の敷地高さ(O. P+10メートル)を超える津波の到来を、具体的に予見することはできない。

★第17準備書面

○概要

- ① 被告国が規制権限を行使する義務を負うためには、本件地震や本件津波と同規模の津波が発生することについて、専門的研究者の間で正当な見解であると認められ、通説的見解といえる程度に形成・確立した科学的知見であったことが必要である。

原子力工学の専門家である岡本孝司教授は、「原子力安全の基本的な考え方は、リスクが高いものを重点的に、かつ、緊急的に対策すること、である。新潟県中越沖地震を経て、地震に対する緊急性が非常に高かった。そのため、津波のみの対策をとることができません。」と意見している。岡本教授の意見、そして、原子力工学専門家の山口彰教授の意見、津村健四朗博士の意見、いずれも、上記被告国の主張と同様である。

- ② 被告国の予見可能性は、平成18年当時の地震学・津波学・原子力工学の知見に基づいて、判断しなければならない。

ところが、結果回避措置について意見する渡辺敦雄氏は、原子力工学的観点を欠いている上、後知恵(物事が起きてからそれが予測可能であったと考える傾向)に基づく内容である。信用できない。

- ③ 「長期評価」は、科学的根拠を伴わない未成熟な知見であり、地震・津波の学者達の統一の見解とは言い難い。長期評価の公表を了承した津村健四朗博士、松澤暢教授2人とも、同様の意見である。貞観地震・津波に関する知見も、未成熟な知見であった。

長期評価や貞観・津波に関する知見が本件事故前に確立したものではなかったため、これらを根拠に、被告国の予見可能性は認められない。

- ④ 原告らは、本件事故前、以下の㉗～㉙のうち、いずれか1つでも対応すれば、本件事故を回避することができたと主張している。

㉗ 非常用電源設備等の重要機器の水密化、給気口の高所配置等

㉘ 非常用電源設備を高所へ設置する等津波に対する独立性の確保

㉙ 直流電源車の配備等全交流電源喪失に対する代替措置

しかし、上記㉗～㉙の対策いずれも、本件事故の原因を調査した結果、考え

られた対策である。本件事故前において、被告国が上記㉗～㉙の対策をする義務はない。本件事故に対する被告らの刑事責任を追求する事件においても、検察庁は、本件事故を回避することは可能でないと、評価していた。それに、上記㉗の水密化は、本件事故後に策定された新規制基準(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則)でも、求められていない対策である。

本件事故前の知見に基づくと、原子力工学の観点からすれば、本件原発敷地南側へ、防波堤を設置することが妥当であった。ところが、本件原発敷地南側へ防波堤を設置しても、本件事故を回避できなかった。なぜなら、本件津波は、敷地の東側より、4m盤から全面的に10m盤に遡上したからである。

- ⑤ 上記㉗の対策は、本件事故を踏まえて事業者により自主的にとられた措置であり、後知恵である。上記㉗の対策として、タービン建屋大物搬入口へ水密扉を設置したとしても、本件津波による波力に耐えられたのか、想定される地震動に対して十分な耐震性を有するのか、いずれも不明である。それに、給気ルーバーやシュノーケルの開口部の位置・高さ次第では、浸水を免れなかった可能性が高い。

上記㉘と㉙の対策は、より多くの設備が必要となり、増えた設備が津波によって流されるリスク・地震により破損するリスクを考えなければいけない。その上、増えた設備の電源の供給が維持できるのか、耐震安全性を確保できるのか、疑問である。

原告らが主張する上記㉗～㉙の対策は、いずれも工学的な検討がなく、具体性を欠き、画に描いた餅に過ぎない。

そして、被告東京電力より津波の試算を報告された時期が平成23年3月7日であることを踏まえれば、被告国は、本件事故を回避できなかった。

★その他提出した書面

- 原告らの訴えの変更申立書に関する上申書
- 主張項目整理案について

★提出した主な証拠

津村健四朗氏(元文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会委員長)、松澤暢教授(東北大学大学院理学研究科教授)、佐竹健治(東京大学地震研究所教授)、岡本孝司教授(東京大学大学院工学系研究課原子力専攻教授)、山口彰教授(東京大学大学院工学系研究課原子力専攻教授)の各意見書

2 弁護団員による主張書面の説明

3 今後の裁判の日程

第24回期日(結審日) 平成29年1月31日(火)午後1時45分

以 上